

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

夏合宿で上級生が退部したため大学2年生で空手部の主将、長身でモデルの様な顔立ち、空手も県の代表、豪快で酒が強く、文学部で部屋は本で埋もれていました。女性にも人気があって、1年先輩でもずっと年上に見え、バランスの取れた生き方に憧れ、話し方や動作を真似ていました。私の結婚式のスピーチでも人を引き付けました。人生の手本だった先輩が30歳になれなかった生涯の倍以上を生きています。「走ってますか」。最期の年賀状の言葉を時々思い出します。走り切った先輩が挫けそうな時に語りかけてくれます。

私の書棚より

○新しいものをつくり出すだけの革命児には、何の価値もない。すでにある「型」に敬意を表しながら、そのなかに「新たな方法論を嵌め込む」ことにこそ価値がある。

○「我慢」「気合」「人間万事塞翁が馬」といった言葉を愛する泥臭さも持っている。そして、現場での「戦闘」の経験値が大事だと語り、人間が成長するための理不尽さの重要性を説く。

「友情2 平尾誠二を忘れない」
山中信弥編 講談社

税務アンテナ

□被相続人の居住用財産を譲渡した場合の譲渡所得の3,000万円特別控除の特例が2023年12月31日まで延長されています。

居住用財産は、昭和56年5月31日以前に建築されたマンション以外の家屋及びその敷地で相続開始直前において被相続人以外に居住していた人がおらず、相続開始から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡することが条件となります。

又、相続開始直前まで老人ホーム等に入所していた場合も適用されます。ただし、相続時から譲渡時まで、事業、貸付け、居住の用に供されていたことがないものに限る、家屋は譲渡の時に一定の耐震基準を満たすか、取壊す必要があります。

□印紙税は営業に関しない金銭又は有価証券の受取書は非課税になっています。

営業とは、営利を目的として同種の行為を反復継続して行うことをいうため、個人が不動産や車両を譲渡する行為は営業に当たらず非課税となりますが、株式会社などの営利法人や個人であっても事業を行う者の行為は営業となり、5万円以上から記載金額により課税されます。

又、建物賃貸借契約書については印紙税がかかりませんが、賃貸料と敷金だけ記載のある土地賃貸借契約書は200円が課税されます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

7月の税務スケジュール

10日	○ 6月分の源泉所得税の納付
31日	○ 5月決算法人の確定申告 ○ 11月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 8月、11月、31年2月決算法人の消費税中間申告

31日	○ 7月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	-----------------------

今月の贈る言葉『楽しんでやらなきゃ何事も身につけません』 by シェイクスピア